

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第38回）開催結果概要

1 日時

平成28年6月2日（木）14:30～16:15

2 場所

PCB処理情報センター（室蘭市御崎町1丁目9番地8）

3 出席者

監視円卓会議委員、登別市、伊達市、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）事務局（北海道、室蘭市）

傍聴者：12名 報道：1社（室蘭民報社）

4 内容

- (1) 第37回監視円卓会議議事録について
- (2) 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について
- (3) PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正について
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 第37回監視円卓会議議事録について

監視円卓会議として承認。

- (2) 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

北海道事業の進捗状況等について

JESCOから資料2-1～2-5に基づき説明。

- ・トランス類、コンデンサ類の処理は平成28年4月末現在で、それぞれ80.2%、81.8%。
- ・安定器等・汚染物の処理は平成28年4月末現在で、32.0%。
- ・平成28年2月以降、トラブル事象0件、不具合事象13件、不具合事象未済16件。
- ・北海道PCB処理事業所緊急時対応マニュアルの改訂予定について概要を報告。

主な質疑等は以下のとおり。

- (委員) 北九州の運転停止の影響について、期限までの処理への影響や運転の無理が生じることはないのか。
- (JESCO) トランス・コンデンサに関しては基本計画の改定の後に処理のスピードを上げていたことにより若干の余裕が生じていた。加えて律速因子である豊田事業所の車載トランスを北九州事業所で処理する予定であったが豊田事業所の処理が進んだことにより今回の施設停止に対してもなお余裕がある状況。また、プラズマ処理についても早期に再稼働できたことから当初の計画どおり処理できると考えている。
- (委員長) 4月から一都三県からの搬入がされているが、主たる輸送形態は何か。
- (JESCO) 主にトラック輸送、青森から函館はフェリー、それからはまた陸送される。

環境モニタリング測定結果等について

平成27年度環境モニタリング測定結果及び立入検査の実施状況について、事務局から資料2-6～2-7に基づき説明。

- ・平成27年度の調査結果では、環境基準値等を超える項目はなかったが、2月にJESCO

が実施した第二系統の排気のダイオキシン類濃度がやや高かった。なお、基準値等からは十分に低い値となっている。

- ・前回会議以降、2回の立入検査を実施。平成25年10月に発生したトラブル事象について、改善を確認している。その他、モニタリング実施時の運転状況を確認しているが指摘事項等は特になかった。

主な質疑等は以下のとおり。

- (委員) 環境モニタリングの輪西地区でのベンゼンが11月に $3.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、2月に $4.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準値の $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えているのではないか。
- (道) ベンゼンの環境基準値の年平均値での設定となっている。年平均値としては $1.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準値は満たしている。
- (委員) ベンゼンの値は冬に高くなる傾向にあるのではないか。
- (委員長) 測定値を経年的に整理して、地域的な傾向や特性があるのかも整理をして説明をすると委員に理解していただけたらと思うので工夫すること。
- (委員) 道のモニタリングの実施時期について、同時期に実施して異常値に対してダブルチェックする考えなのか、それともJESCOの実施していない時期に行う考えなのか。
- (道) 道のモニタリングの実施時期はJESCOの実施時期を考慮しているものではない。
- (委員) JESCO測定で異常値が出た時に、実施時期が同じであれば道の測定値でチェックできるので、可能であればJESCOの実施時期と一緒にの方が良いのではないか。

(3) PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正について

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正について、環境省から資料3-1~3-2に基づき説明。

- ・今回の法改正は処理期限を確実に達成するために、強制力を持って期限内の処理を担保するような措置を講じたところ。
- ・期限内の処理完了に向けては、PCB廃棄物・使用製品の掘り起こし、使用製品の廃棄、JESCOへの処理委託が必要であることから、それぞれに対して改正法による措置を講じている。
- ・処理が滞っている事案については、行政代執行を活用して処理を進める措置が用意された。
- ・処分期間は政令により計画的処理完了期限の1年前とする予定

主な質疑等は以下のとおり。

- (委員) 掘り起こし調査には人的調査のウエイトが大きい。北海道において人材の確保ができるのか。
- (道) 全道の振興局の環境生活課が担当しているが、限られたマンパワーをうまく活用していくことが求められており、できるだけ効果的に計画的に把握していけるように努力をしていきたい。
- (委員) PCBの全生産量と把握分を比較すると、かなりの量が(不適切に)廃棄されているのではないか、廃棄されているものについて今後どのような調査をするのか。処分場を調査するようなことは予定しているのか。
- (環境省) PCBは今まで約5万トンが製造されている。これまでの間に紛失等もあることから、JESCOで処理されるPCBはおそらく5万トンには達しないと思われる。まずは現在残っているPCB廃棄物をあらゆる手段で探し出して確実に期限内に処理することが必要と考えるところ。それ以外の環境についてはモニタリングや土壤汚染対策の中で浄化を行う仕組みで対応していくものとする。
- (委員) PCB使用機器等の把握をしていない事業者がかなりあるのではないか。電気事

業法に関係しない機器をどのように掘り起こすのか、所有者に認識させるためにどのような方法を考えているのか。一つの考え方として特殊建築物の届出から調査する方法があるのではないかと。

- (環境省) 今回の法改正でPCB廃棄物を見つけ出すため、経済産業省と環境省の連携をはじめ様々な主体との連携を強化する受け皿としてPCB廃棄物早期処理関係者連絡会を用意している。引き続きそのような場を活用しながら効率的な掘り起こしの方法を検討するほか、様々な方法で普及啓発が必要と考えているところ。
- (委員) 今回の法改正で期限と責任が厳しくなったと理解するが、現実問題としてPCBの漏洩事故も起きている。現場で漏洩のおそれがあるときに代執行ではなく、容器を移し替える等の対応ができなければ意味がない。速やかに状況に応じて対応できる方針を明確に持つ必要があるのではないかと。また、現場の職員が忙しく対応できるのか疑問である、人的措置や予算措置が必要ではないかと。さらに、国民に広く呼びかけ、情報や知恵を集めることも考えなければならないのではないかと。
- (委員長) 保管状況の届出の際に写真をつけさせる程度の工夫はあっても良いのではないかと。また、使用中の安定器について1都3県と15県の数と比較するとGDP比で考えればもっと東京にあるのではないかと、他の指標と対比させて数値の確からしさを別途国で検討していただくと良いのではないかと。
- (環境省) 実際に現場で漏洩している場合、法的措置として廃棄物処理法に基づいて改善命令や措置命令をかけることができる。その後代執行を行うこともできる。現場で臨機応変に使えることが大事であるため、注意して都道府県との連携が必要と考えている。
- (委員長) 都道府県、政令市も人的制約条件が厳しい中で工夫しながら掘り起こし調査を進めて期限内に処理するようお互いに知恵を出し合っていきたい。
- (委員) 法改正の内容はどのように事業者等に周知を図っていくのか。
- (環境省) 官報のほか、今年の秋から経済産業省と協力して事業者向けに全国14カ所で説明会を開催する予定であり、法改正のほかPCB廃棄物に係る最新の情報を提供していきたいと考えている。また、都道府県を通じた制度の普及も図っていく。
- (委員) PCB使用中への事業者への対応はどのように行っていくのか。
- (環境省) 使用中のものは継続して使用して良いこととなっていたが、それを今回の法改正で期限内の廃棄を義務づけている。
- (委員長) 事業者向けの説明会のみならず国民全般に対しても法改正の枠組みを理解してもらおうと、事業者の方にも点検を促すことにもなるので工夫をしていただきたい。
- (委員) 周辺自治体の参加のみならず、札幌市等の大都市の参画を検討してもよいのではないかと。
- (委員長) 法改正を踏まえて広域協議会の進め方を変えていきたいというような考えがあればお話をいただきたい。
- (道) 広域協議会や早期処理連絡会を開催しているが、現在では政令市はメンバーには入っていないところ。今後は声かけをして道だけではなく政令市も共に創意工夫をして進めていく検討をしたいと考えている。
- (委員長) 広域協議会では北九州のような掘り起こし調査の先行事例等を調査が遅れている地域へと広めるような前向きなものとしていくべき。
- (委員) 掘り起こし調査ではホテル等の業界団体になげかけて、例えば室蘭市で始めてみる等、具体的に進めてはどうか。
- (委員) 中小零細業者では使用中のPCB機器の廃止にあたって処理だけではなく、新たな機器の整備に対して補助制度を設けるとより機器の更新が進むのではないかと。
- (委員) 北九州への視察は継続していただきたいとお願いしているが、降雪の時期の前に実施していただきたい。